

# 国立研究開発法人産業技術総合研究所研究助成金受入規程

制定 平成19年4月1日 19規程第15号

最終改正 令和7年4月1日 令06規程第37号 一部改正

(趣旨)

**第1条** この規程は、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）以外の機関が研究職員等（研究業務に従事する契約職員及び外来研究員（別に定める者に限る。）を含む。以下同じ。）に交付する研究助成金（国立研究開発法人産業技術総合研究所科学研究費補助金等に関する事務取扱規程（16規程第41号）第1条に定める科研費等を除く。以下同じ。）の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(受入れ要件)

**第2条** 研究所は、次に掲げる要件のすべてに該当するときは、研究職員等に交付された研究助成金を受け入れることを認めるものとする。

- 一 研究助成金が国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成11年法律第203号）第11条に定める業務のいずれかに資するものである場合
- 二 研究助成金が経済産業大臣から認可を受けた中長期計画の範囲の研究に資するものである場合
- 三 研究助成金により購入した設備、機器等（以下「設備等」という。）が研究所に寄附される場合
- 四 研究助成金により行われた研究の実施の過程において発生した発明等の成果が国立研究開発法人産業技術総合研究所職務発明取扱規程（13規程第26号）により取り扱うことができる場合

(応募の制限)

**第3条** 研究職員等は、研究助成金が前条に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、応募することができる。

(採択の報告)

**第4条** 研究職員等は、研究助成金の交付の決定を受けたときは、遅滞なく研究所に報告するとともに、その決定を証する書類の写しを提出しなければならない。

(研究助成金の取扱い)

**第5条** 研究職員等は、研究助成金を交付された場合は、研究資金契約部長が別に定める研究助成金経理委任書により、研究所にその研究助成金に係る経理を委任するとともに、連携研究等経費算定要領（19要領第15号）の定めるところにより、必要な経費を研究所に納付しなければならない。

- 一 当該研究助成金を交付する機関が指定する様式がある場合 当該指定された様式
- 二 当該研究助成金を交付する機関から当該助成金に係る経理について研究所が受諾したことを証する書面を求められた場合 研究資金契約部長が別に定める様式

2 研究職員等は、研究所以外の機関に属することとなった場合は、研究資金契約部長が別に

定める研究助成金返還依頼書により、研究所に研究助成金の残額の返還を求めることができる。

- 3 研究所は、前項の研究助成金返還依頼書が提出されたときは、研究助成金の残額を当該研究職員等に返還する。ただし、研究助成金により行われた研究を廃止する場合は、この限りでない。

(設備等の取扱い)

**第6条** 研究職員等は、研究所以外の機関に属することとなった場合は、研究資金契約部長が別に定める資産返還申請書により、研究所に寄附した設備等の返還を求めることができる。

- 2 前項の規定により当該設備等の返還を受けた研究職員等は、研究資金契約部長が別に定める受領書を研究所に提出する。

(雑則)

**第7条** 第1条に規定する外来研究員及び外来研究員の研究助成金への応募手続き等に関しては、別に定める。

- 2 この規程に定めるもののほか、研究助成金の取扱いに関して必要な事項は、研究所と研究職員等の協議により定めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。

(研究助成金受入規則の廃止)

- 2 研究助成金受入規則(13規則第23号)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この規程の施行前に、前項の規定による廃止前の研究助成金受入規則(以下「旧規則」という。)の規定によりされた研究助成金に係る応募、受入れ、経費の算出、納付その他の行為は、この規程の相当規定によりされた応募、受入れ、算出、納付その他の行為とみなす。
- 4 この規程の施行の際現にある旧規則の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

## 附 則(20規程第61号・一部改正)

この規程中、第1条の規定は平成21年3月1日から、第2条の規定は平成21年4月1日から施行する。

## 附 則(21規程第36号・一部改正)

この規程は、平成21年9月11日から施行する。

## 附 則(22規程第94号・一部改正)

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

## 附 則(23規程第31号・一部改正)

この規程は、平成24年2月20日から施行する。

## 附 則(24規程第26号・一部改正)

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

**附 則（26規程第71号・一部改正）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（27規程第20号・一部改正）**

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

**附 則（令02規程第12号・一部改正）**

この規程は、令和2年7月1日から施行する。

**附 則（令02規程第17号・一部改正）**

この規程は、令和2年10月1日から施行する。

**附 則（令02規程第26号・一部改正）**

この規程は、令和2年12月28日から施行する。

**附 則（令06規程第37号・一部改正）**

この規程は、令和7年4月1日から施行する。